

平成26年 網走市議会
総務文教委員会会議録
平成26年12月11日（木曜日）

○日時 平成26年12月11日 午前10時06分開会

○場所 委員会室

○議件

対する意見書の提出要請

(H26. 9. 11 継続審査)

15. その他

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 平成26年度網走市国民健康保険特別会計補正予算中、所管分
3. 議案第3号 平成26年度網走市公共下水道特別会計補正予算（人件費等関係）
4. 議案第5号 平成26年度網走市簡易水道特別会計補正予算（人件費等関係）
5. 議案第6号 平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算（人件費等関係）
6. 議案第7号 平成26年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算（人件費等関係）
7. 議案第8号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
8. 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
9. 議案第11号 網走市教育委員会教育長の服務に関する条例制定について
10. 請願第50号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願
(H26. 6. 12 継続審査)
(H26. 9. 11 継続審査)
11. 請願第53号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し憲法第9条を守り生かすことを求める意見書提出についての請願
(H26. 9. 11 継続審査)
12. 陳情第29号 市民健康プールに大学生の料金設定を求める陳情
13. 陳情第30号 集団的自衛権行使容認について政府への意見書提出に関する陳情
14. オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反

○出席委員（6名）

委員長	平賀貴幸
副委員長	井戸達也
委員	飯田敏勝
	近藤憲治
	高橋政行
	七夕和繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部善治
副議長	山田庫司郎

○傍聴議員（4名）

金兵智則
佐々木玲子
松浦敏司
渡部眞美

○説明者

副市長	大澤慶逸
企画総務部長	川田昌弘
職員課長	小松広典
財政課長	秋葉孝博

教育長	木目澤一三
学校教育部長	三島正昭
社会教育部長	後藤伸次
学校教育部次長	伊井俊明
管理課長	鈴木直人
スポーツ課長	岩本博隆

選管事務局長	山本規与思
--------	-------

○事務局職員

事務局長	佐藤明
------	-----

次 長 吉 田 正 史
総務議事係長 岩 尾 弘 敏
係 田 中 康 平

午前10時06分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の案件は議案9件、請願2件、陳情2件、要請1件の合計14件であります。

最初に議案第1号ですが、まず選挙費、消防費、保健体育費の審査を行い、人件費などの関係については議案第1号から議案第3号及び議案第5号から議案第7号までを、関連しておりますので一括して審査をいたします。

また、議案第1号の債務負担行為の補正については、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分と関連しますので一括して審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についての審査をいたします。

最初に、網走市長選挙費に係る補正について説明を求めます。

○山本規与思選挙管理委員会事務局長 平成26年度一般会計網走市長選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1号の5ページになりますが、1補正の理由及び内容につきましては、本年11月9日執行の網走市長選挙が無投票となりましたことから、不用となりました選挙費用1,309万7,000円を減額し、補正後の額を463万6,000円とするものでございます。

経費の内訳につきましては、資料の表に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは次に、消防費消防組合負担金について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 平成26年度一般会計消防費消防組合負担金の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料6ページをごらん願います。

1補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

初めに、歳出予算でございますが、人件費では勤勉手当及び時間外手当の増額により373万2,000円の

増。施設整備費では南出張所屋根改修などの事業費の確定に伴い437万8,000円の減。公債費では利率の確定に伴い100万5,000円の減となり、歳出予算では合わせて165万1,000円の減となるものでございます。

次に、歳入予算でございますが、繰越金では前年度負担金の精算として341万4,000円の追加。諸収入等では手数料の増加などにより19万5,000円の追加。組合債では先ほどの施設整備費の確定に伴い170万円の減となり、歳入予算では合わせて190万9,000円の追加となるものでございます。

2補正額でございますが、歳入、歳出を合わせまして補正額は356万円を減額し、補正後の額を7億0,549万5,000円とするものでございます。

以上御説明申し上げましたが、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸委員長 次に、保健体育費市民健康プール等整備事業の補正について説明を求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 平成26年度一般会計スポーツ施設整備費市民健康プール等整備事業の補正予算について説明させていただきます。

議案資料7ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、体育振興寄附金を活用し、市民健康プールの備品を整備しようとするものです。

補正額ですが、歳入予算につきましては補正額900万円。財源内訳、寄附900万円。補正後の額が16億4,199万2,000円。歳入予算は記載の科目に900万円の補正額となります。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 教育費のスポーツ施設整備費なのですが、振興に対する寄附金と。これは補正です。指定寄附というのですか、さまざまな形があるのですけれども、どのような形の利用方法かということがまず一つ。

今後このような寄附があった場合、どのような形で上げていくのかということをお聞かせください。

○岩本博隆スポーツ課長 今回の900万円の寄附につきましては、寄附者の意向によりましてプールのロビーにからくり時計を設置してほしいという趣旨のものです。さらに、残りの金額でプールの大きな競技面の、プールのお風呂の床の高さを変えるフロアを買ってほしいということで、それぞれ購入しまして、900万円を支出したいと考えております。

それから、今後また寄附がいただけたらという御

質問ですが、そうなった場合にはまた皆さんにお諮りして、指定寄附といえますか、寄附者の意向があればそれに沿った形で行いたいと思っております。

○飯田敏勝委員 今の御説明でわかりましたけれども、もう一つ、健康増進施設ということに関しての寄附がかなり来ています。健康増進機能のついた意味合いの市民プールですので、その辺の要望とあわせて、寄附者の意向を今後反映していけるのかどうかあわせてお答え願います。

○岩本博隆スポーツ課長 健康増進機能も持たせたプールということになっておりますので、今後そのような、今おっしゃられたような寄附等があった場合には、先ほども申しましたけれども寄附者の意向、さらには関係団体等とどのような物が優先なのかということを協議いたしまして、そのような物をそろえていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

それでは、議案第1号中選挙費、消防費、保健体育費については全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、人件費の関係であります。

議案第1号から議案第3号及び議案第5号から議案第7号について関連していますので、一括して説明を求めます。

○小松広典職員課長 人件費等の補正概要について御説明申し上げます。

議案資料8ページをごらんいただきたいと存じます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は4,664万円の追加でございます。

市長等では164万円の減額でございまして、内訳としまして、①の改定は本年度の人事院勧告に準じた給与改定によります期末手当の0.15月期分の増に伴う24万4,000円の追加。②は共済費の負担金率の変更等によります8万7,000円の減額。③の支給事由変更等は特例条例による179万7,000円の減額でございます。

議員分についてであります。市長等同様期末手当の0.15月分の増に伴います121万2,000円の追加でございます。

一般職では4,706万8,000円の追加でございまして、内訳としましては、①給与改定は人事院勧告に準じた給与改定により2,727万5,000円の追加。②共済費の負担金率の変更等による694万円の減額。③支給事由変更等による2,673万3,000円の追加となっております。③支給事由変更等の内訳は、中途退職者等への退職手当5,426万円の追加、職員の中途退職等による給料1,527万円の減額、手当等の支給事由変更等による1,225万7,000円の減額でございます。

人件費の補正概要は以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 今職員課長から説明がありましたけれども、先の臨時議会でこれらの条例の一部改正が出されました。その中で、若年層が人事院勧告で0.3%上がって4月まで遡及するものには賛成したのですが、55歳以上の職員が今後2%から最大4%下がるということで反対したということがあります。

それと同時に、議員分は直接人事院勧告には関係なくて、市が第三次行革で市の職員の給与削減をそのまま維持しているということから、議員だけ上げるということにはならないということで条例の一部改正に反対しましたので、この人件費関係の今回の補正、実際の支出が伴うものなのですから、これには賛成できないことで、それを表明しておきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○七夕和繁委員 この説明のとおり認めたいと思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

ほかの皆さんは認めるということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、人件費関係について議案第1号から議案第3号及び議案第5号から議案第7号までについては、大方の一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第1号の債務負担行為の補正及び議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分について、関連しますので一括して説明を求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 網走市体育施設に係る指

定管理者の選考結果について説明いたします。

議案第8号議案資料17ページをごらんください。

網走市体育施設4施設ございまして、市民健康プール、スポーツ・トレーニングフィールド、スキー場、スケート場につきましては、株式会社日専連オホーツク網走に來年度より3年間の指定管理とし、金額につきましては、委託料3億6,483万円、料金収入等を加えた管理費4億7,395万3,000円であります。

次に、網走市屋内ゲートボール場につきましては、公益社団法人網走市シルバー人材センターに來年度より3年間の指定管理と選考し、金額につきましては、委託料1,460万1,000円、料金収入等を加えた管理費1,784万1,000円であります。

議案資料17ページになりますが、債務負担行為につきまして、両施設とも平成27年度から3年間とし、限度額、支出予定額は記載のとおりであります。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 議案第8号の体育施設の指定管理で、私は基本的には賛成という立場から申し上げますけれども。

市民健康プールが通年化するというので、その運営を担うということなのです。聞くところによりますと、市営スキー場だとか、プールもそうなのですけれども、資格がいるということです。特にスキー場ですとリフト運行者ということで、運輸局の資格がいるということなのですが、最近聞いた話ですけれども、ここの運行をしていた職員がやめたという話です。これは恐らく指定管理者の施設全般なのですけれども、確かに給与が安いということで、多分この職員はもっといい、家族が暮らしていけるような、というような感じだったと思うのですけれども、そういうことになりますと、今後そういう問題が、体育施設の重要な部分を担う部面で、せっかく資格を持って働いてもなかなか生活ができないことがある。

特に通年化になるプールとなりますと、健康増進機能も合わせ兼ねるものですから、今後さらに大変な部面が想定されるのですけれども、その辺の経緯と見通しを。3年間の指定なのですけれども、どのように捉えていますか。

○岩本博隆スポーツ課長 今御指摘がありました1つ目のスキー場の資格の問題ですが、今おっしゃられたように経験年数等で資格があります。直営のときからやっていた経験豊富な職員がずっとおります

ので、その者が資格を有しまして当たるということで、1人やめてはいますがその者が兼ねられるということで運輸局にも確認がとれております。資格のほうはクリアできると。

ただ、今おっしゃられたのは給料等の関係で、やめて人が育っていないではないかという趣旨だと思いますが、今回の3年間の指定管理につきましては、その辺のところも今までよりも手厚くして、今おっしゃられた部分をクリアしていこうということで数字の上積みもしておりますので、今後3年間につきましてはそういうことが薄くなるのではないかと考えております。

さらに、プールの関係ですけれども、これも今回の選考委員会の中のプレゼンテーションの中でありましたが、指定管理者のほうで資格を有している職員を配置するというので、その資格名、それから個人名まで出して安全に事業に当たりたいということもやっておりますので、今後その辺のところも手厚くなるのではないかと考えております。

○飯田敏勝委員 副市長に聞きたいのですけれども、副市長は指定管理者の選考の責任者です。

もう予算の中にプールも入ってしまっているのです。

当委員会でさまざまな検討がなされたのですけれども、さまざまな方法があると思うのですけれども、今後通年化になりますと、さまざまな競技団体だとか愛好グループだとか、さまざまな団体の協力を得ながら、今後この辺の施設のマンパワーの確保からいうと、やはりある程度の補正というのですか、そういうことも今後事業の展開次第では見ながらやるというのも、やはり指定管理者を指定する責任者である副市長がその辺を目配りして、私は今後の方向性をきちんと持ってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大澤慶逸副市長 プールにつきましては、来年の4月後半からいよいよ通年化でオープンしていくこととなりますので。この間の指定管理者の選定委員会の中で事業者からのプレゼンテーションを受けましたけれども、大変意欲を持って取り組むというお話もありました。

また、健康増進という意味合いも強くありますので、そういった意味ではいろいろな講座のメニューも私どもで用意して指定管理者にお願いするだとか、指定管理者で独自に考えるということもありますので、そういったものがうまく回っていけばと思って

います。

また、プールにつきましては、いろいろな団体が独自にいろいろな講座を持ちながらやっているという経過もございますから、そういったところと連携をとりながら、よりよく利用が進んでいけばと思っています。

やっていく中でいろいろな課題、問題があれば、それぞれ協議をしながら改善すべきところは改善していくというようなことで考えたいというふうに思います。

○飯田敏勝委員 本来であれば、その辺の身分をしつかりした中で、管理運営に当たるほうが事業の成果も得やすいということですが、スキーマにしてもプールにしても、せっかく資格を持った方がいるのに、長年同じような待遇で、本人の生活が大変だということであれば、それに見合うような待遇を保障するようなものでないと、今後の施設の運営なり市民の健康増進に寄与できないと思うので、今の答弁のとおりその辺を十分考えていってもらいたいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号の債務負担行為の補正及び議案第8号については全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料の19ページ、資料4号をごらん願います。

初めに、条例整備の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与を見直すなど地方教育行政制度の改革を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、関

係する条例を整備しようとするものでございます。

この法律の改正によります教育委員会制度の変更点についてでございますが、大きく教育長、教育委員会、総合教育会議、そして教育に関する大綱の4点でございます。

まず、1点目の教育長についてでございますが、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長が教育委員会に置かれます。新教育長は教育委員会の会務の総理し、教育委員会を代表することから、教育委員会の責任体制が明確となるものでございます。また、新教育長は市長が直接任命する特別職となり、任期もこれまでの4年から3年となります。

2点目は、教育委員会についてでございます。教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するために、教育委員定数の3分の1以上から会議の招集を請求することができることとなり、また、新教育長の判断により教育委員への迅速な情報提供や会議招集が実現されます。さらに、教育長に委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することとなります。これまでも規定されていた会議の公開原則に加えまして、会議録の作成及び公表が努力義務となります。

3点目は、総合教育会議についてでございます。地方公共団体に市長と教育委員会が協議、調整する場として、総合教育会議の設置が義務づけられました。総合教育会議は市長が招集し、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命、身体保護等緊急の場合に講ずべき措置、これらを市長と教育委員会とで協議、調整が行われることとなります。

最後に4点目は、教育に関する大綱の策定についてでございます。教育の目標や施策の根本的な方針を市長と教育委員会が協議、調整を尽くし、市長が策定した大綱のもとに、市長及び教育委員会がそれぞれの所管する事務を執行することとなります。

次に、整備する条例でございますが、議案資料の20ページから25ページ、資料は5号から10号となります。網走市議会委員会条例、報酬職員給与条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例等の特例に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の退職手当支給条例、これら5つの条例の一部改正と、網走市教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止、これら合わせて6つの条例を整

備しようとするものでございます。

次に、条例整備の内容でございますが、資料20ページ、5号をごらん願います。網走市議会委員会条例ですが、教育委員長と教育長が一本化されることから、市議会委員会出席者の要求における教育委員会教育長の規定を教育長に改めるものでございます。

資料21ページをごらん願います。報酬職員給与条例で、委員長の報酬の規定を削除するものでございます。

資料22ページをごらん願います。網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例で、教育長が特別職となることから、本条例に教育長の給与に関する規定を追加するものでございます。

資料23ページをごらん願います。網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例等の特例に関する条例で、教育長の給与減額に係る規定を特別職の条項へ移し、条例の題名を整理するものでございます。

資料24ページをごらん願います。網走市常勤の特別職に属する職員の退職手当の支給条例で、引用する条文、文言を整理するものでございます。

最後の資料25ページをごらん願います。教育長が常勤の特別職となることから、給与については網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例に規定されることとなりまして、網走市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止しようとするものでございます。

施行の期日につきましては、規則で定める日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 今回かなり条例改正が出てきているのですけれども、大まかに。資料4号、趣旨と法改正による教育委員会制度の変更点。趣旨が、教育の政治的中立性、継続性、安定性というのを確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、危機管理体制の構築だとか、市長との連携強化ということになっているのですけれども、この間の教育委員会制度をめぐる流れをどのようにまずは認識しているか聞きたいと思います。

もともと教育委員会というのは、戦後地方分権という形で住民自治の組織としてスタートしまして、住民代表の教育委員から成る教育委員会が最高意思決定機関ということで位置づけられました。それが教育行政を指揮、監督する教育委員会事務局。現在

の教育長は教育委員のひとりであって、それで、議会の同意を得て、教育委員会議の中で、教育委員会の指揮、管理だとか、事務を専門にやる教育長という形で、身分は一般行政職という形をとっています。

今度は、それを直接首長が議会の同意をとって任命して、教育委員ではない特別職という形での登場となります。

そうしてみますと、教育委員会の制度としては約50年ぶりの改定になると思うのです。

現在の教育委員会というのは、1956年の前に公選制ということで登場したのですけれども、1956年に行政職に変えられたという経緯があると思うのです。

けれども、教育委員という特別職がありまして、曲がりなりにも教育長はその中の教育委員の一人でありながら一般行政職の教育長という形をとっていて、教育委員会の主宰者は教育委員長なのです。

ところが、今度は教育委員長と教育長と一緒に権限を持ったものになるので、大幅な変更だと私は思うのです。

現在は曲がりなりにも首長が教育長、教育委員を推薦して、議会の同意を得て、教育委員会議をやって、委員長が教育委員会を代表する主宰者なのですけれども。

当然この制度が改変されたのは、大津市のいじめ自殺問題が発端で、今の安倍内閣は教育委員会制度をなくすというところまで行ったのを、多くの教育関係者なり広範な国民の反対で一応教育委員会制度は残したのですけれども、こういう形で出てきたという経緯があるのですけれども。

その辺の経緯も含めて、そういうことを勘案しながら今回の条例案を出したのかどうか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○鈴木直人管理課長 教育委員会制度のこれまでの変遷といいますか、流れについてでございますけれども、教育委員会制度の創設というのは昭和23年の教育委員会法の制定に始まっておりまして、当時は今おっしゃったように教育委員も公選制でございました。

その後、昭和31年になりますけれども、現在の法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定されまして、市長による任命制という形になってございます。この時に教育長の任命承認制度も導入されております。

その後、地方分権の進展に伴いまして、多くの制度の変更がございました。今お話にございましたよ

うに、その間いじめですとか体罰による児童、生徒の自殺問題等がございました。

当然、教育委員会そのものに対する住民の信頼もございますし、その辺の課題がたくさん出ておまして、平成19年には教育委員会の事務のチェックを大きく見直すなど大きな改革がございましたが、その後もいじめの自殺等多くの事象が生じたことから、今回の抜本的な教育委員会制度の変更になったということ認識しているところでございます。

○飯田敏勝委員 もともと教育委員会制度が発足した当時は、いわゆる3つの根本方針というのがあったと思うのです。1つに中央集権でなくて地方分権と。2つ目に民意の反映ということでレイマンコントロール。レイマンというのは素人、教育の専門家でない方々を含むと。3つ目に一般行政、いわゆる首長からの独立と。これは今でも変わっていないのですか。

○鈴木直人管理課長 教育委員会制度の3つの原則は、今おっしゃいましたように地方分権、それからレイマンコントロール、もう一つは一般行政から独立ということでございます。

制度変遷を重ねてきておりますけれども、基本的な考え方というのは変わらないものということで認識しております。

○飯田敏勝委員 先ほどから説明があった新教育長、それから教育総会議、教育委員会制度。教育委員会制度というのは、新教育長に対するチェック機能と。あと大綱ということなのです。

この4つの改正を見ると、3つの根本方針とは非常にかけ離れたものになる。

特に、新教育長は教育委員長にかわって教育委員会の主宰者で、その教育長を任命するのは首長だということになると、どうしても言葉だけは3つの根本方針を守るといいながら、実態は行政の介入ということが出てくると私は思うのです。

そういうことからいくと、新教育長というのはどういうことかということなのですが、実際新たに改正になりますと、教育長というのは任期があります。今は4年です。先ほどの説明では3年ということ。3年というのはどのような理由なのか。

○鈴木直人管理課長 教育委員の任期の関係でございますが、これまでの4年から3年に短縮されております。

これはなぜかと申しますと、一つに民意の反映ということもございまして、選挙で選ばれる首長が任

命するのが教育長になるわけでございまして、少なくとも任期中に任命できるようにということで任期を4年から3年にしたというものと、これは一般論ですが、一つの仕事をするのには3年はかかるだろうという考え方から任期が短縮されたということで認識しております。

○飯田敏勝委員 言ってみれば、1回を3年にすると、首長の任期中に1回は任命にかかわることができると。ということは、裏を返すと首長の介入を招きやすい任期にしているということにもなると思うのです。首長が人選して教育長を任命することになれば、要するに現在の大阪市政で橋下市長が先取りしてやっているような形になると思います。

それで、それと同時に教育委員会議の意思決定となりますと、現在は教育委員会の中で選ばれた教育委員長ですけれども、今回から委員長がなくなりますから、教育長そのものが教育委員ではない特別職という形になると、権限は今とはがらっと変わった形になるのですけれども、その辺と最高意思決定機関との矛盾というのは出てこないのですか。

○鈴木直人管理課長 教育長の権限が制度改正により大きくなるものでございますけれども、それに対するチェック機能というものも強化されておまして、教育委員会に教育長が行ってきた事務の報告をしなければなりませんとか、教育委員の教育長に対するチェック機能が強化されていることから、制度としてはそのような制度になっているのではないかと考えております。

○飯田敏勝委員 そちらもお持ちだと思うのですけれども、4月17日に文部科学省の初等中等教育局長から通知が出ているのです。

これは国会で非常に議論になりまして、今のような話、新教育長の権限と教育委員会議が意思決定機関になるかどうかとなりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、通知ということになって、今言いました教育長から新教育長だとか、それから総合教育会議だとか、さまざまな通知が16ページにわたって出ています。

その中で、教育長が今までの権限を全て吸収した形になるということは、本当に新教育長の暴走の歯どめになるのかどうかということで、教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化ということがこの通知の中に載っているのですけれども、それはどのような項目になっていますか。

○鈴木直人管理課長 教育委員の新教育長に対する

チェック機能の強化についてでございますけれども、一つとしましては、教育委員会の会議の招集なのですが、これまでは教育委員長が会議を招集しておりましたが、新制度のもとでは委員の3分の1以上から会議の招集請求ができるということになりました。

それから、教育長に事務委任されている事項がございますけれども、事務の管理や執行状況を教育委員会に報告することが義務化されたというのが大きなチェック機能だというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 いずれにしても、今後この通知が条文の中でどう生きてくるかということがあると思うのですが、私は少なくともそういう心配というか、文部科学省が法律を出していたのですけれども、国会審議の中で新しい法律に対する心配が相当あるからこういう通知を出さざるを得なかったということで、この通知文から見ると教育委員の会議が最高意思決定機関だと思わざるを得ないのですけれども、だけれどもやはり新教育長の権限というのは大きいものだから、果たして暴走がチェックできるかどうかかわからないということが一つの懸念として残ります。

もう一つ、総合教育会議というのがあります。これは首長、網走でいえば市長と教育委員会との協議、調整の場ということになっているのですけれども、実際この中で、通知でもさまざまな事例を出しまして、そうでないということをいろいろ言っているのですけれども、問題は綱と大綱との関係なのですから、教育行政の法律上の権限というのは分かれています。特に教育委員会の権限に属するものとしては、教科書の採択だとか、学校の教育課程の編成だとか、学習指導だとか、それから教職員の人事異動だとか、さまざまになっています。

首長の権限に属するものについては、大学だとか、私学だとか、教育財産の取得、処分、契約、予算の執行とあって、両方重なるものが、私たちが求めている少人数学級の推進だとか、学校統廃合の権限だとか、さまざまな新たな予算編成に関することとあるので、この総合教育会議と大綱の策定について、今のものと大幅に変わるのかどうか、それとも今のままを踏襲しながらこういう総合教育会議なり大綱を進めていくのか、その辺はいかがですか。

○鈴木直人管理課長 教育大綱というのは教育の目標ですとか施策の根本的な方針を示すものでござい

ます。大綱の策定に関する協議、それから教育の諸条件、整備、それから地域の実情に応じた教育ですとか、文化の振興等重点的なもの、それから、緊急の場合ですが、児童、生徒の身体に被害が生じるような恐れがある場合、今申し上げた3つについて総合教育会議の議題とするということになっておりまして、整合はとれているのではないかと考えております。

○飯田敏勝委員 これは通知の中にもあると思うのですが、本来新教育長の権限からいくと、首長から任命されたものですから、それなりのものを背負って独立した特別職です。だから政策決定などができるのです。しかし、通知の中で教育委員会は首長から独立した意思決定機関として残されたものの、大綱は首長が勝手につくることができるのです。そうなった場合、首長の勝手にならないよう、総合教育会議で調整ができるのですか。

○三島正昭学校教育部長 総合教育会議の関係ですけれども、総合教育会議は首長と教育委員会によって構成されるということになっておりまして、その会議における協議事項等につきましては、先ほど課長から説明したとおりでございますけれども、具体的に、例えば教科書の採択に関してですとか、教職員の人事等に関して、その方針等を総合教育会議の中で本来議題として取り上げるべきものではないというように通知の中には書いてありますけれども、大きな方針、考え方を会議の中で協議をするということはあっても問題はないというような書き方もされておりますので、新教育長に与えられた権限の部分までも、そこで全てが決定されるということではないというふうに理解しております。

○飯田敏勝委員 いずれにしても、今後教育委員会制度そのものがこういうような新教育長だとか総合教育会議だとか大綱だとかというものを通して、今までも私は国の上意下達的に教育行政というものが地方におろされてきたという感じは受けています。そういうことからいうと、もっと形を変えて、そういう形の圧力が強まるという感じは受けています。

ただ、通知にあるように、教育委員会制度そのものというのは、通知の中では意思決定機関の責任で行えるというような、教育委員そのものが意思決定機関ですので、私は新教育長が幾ら力を持っても教育委員会そのものの責任で最終的にはしなければいけないと思うのですが、今説明があった趣旨だとか、法改正による教育委員会制度の変更点を

見ると、どちらにもとれるというような、いくら通知があっても法律はこうなっているのだからということがあります。

特に、3つの根本方針は変わらないといいながら、果たして地方の意見が、地方分権がしっかりと教育委員を選ぶときになし得るのか。それからレイマンコントロールがなされる人選がなされるのか。それから首長から本当に独立されるのか。私は今回の改正点で大きな矛盾となつてあらわれると思うので、基本的にはそういう3つの根本点が保持されるとはいいいながらも、実際の法改正ではそうでない方向に行っているということが私は感じられます。

そういう意味から、教育委員会制度の変更点については、私は基本的にはこれには賛成できない。

ただ、通知にもあったとおり、今後このような条例制定があつて実際執行されていく中で、文部科学省から出た通知の中でのさまざまな指摘なり有効な部分については、今後議論はしていきたいとは思いますが、その件に関して、通知に関して今後運用次第でどうなるかということについては、教育長なり学校教育部長の見解はいかがですか。

○三島正昭学校教育部長 今回の教育委員会制度の改正につきましては、先ほど課長からも説明させていただきましたけれども、教育の中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映といったことはきちんと守られていくべきだという考え方に立った法律の改正というような説明を受けております。

現在の教育委員会制度につきましては、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのかがわかりにくいといったような点ですとか、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないのではないかとといったようなこと、また地域の民意が十分に反映されていないのではないかと、また、国の最終的な責任がどうなのかといったようなことが、これまでさまざま議論をされてきたところでございます。

そういったことから、今回の改正において、3つの中立性、継続性、安定性、こういったものをきちんと確保しながら、教育行政における責任体制をきちんと明確化したといったようなこと。また、迅速な危機管理体制を構築すると。また、地域の民意を代表する首長との連携の強化といったことも強めていくと。

教育の問題につきましては、現在の取り巻く環境というのは、福祉部門であつたり労働部門であつた

りまちづくり部門であつたり、さまざまな関係との連携が必要な教育の内容となつてきています。

そういったことから、首長との連携強化がさらに必要だといったようなことですか、いじめによる自殺等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たすといったような内容が大きく、こういったことが背景となつて今回の抜本的な改正が行われたと認識をしています。

法律に通知が出ておりますけれども、盛り込まれていない地方の教育委員会で判断をして進めていかなければならない事項も多々あると認識しておりますので、そこにつきましては、地域の独自性、地域性を考えながら、今後教育行政を進めてまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 今答弁いただいたのですが、現在曲がりなりにも首長は住民から選ばれた首長ということで、住民の中から自分が推薦する教育委員を推薦して議会の同意をもらうと。

従来の3つの根本方針というのは、初めどうして出てきたかという、教育委員そのものを公選制にしたからそういう方針がしっかりと出てきたのだと私は思います。

それであるならば、現在は議会の同意を得つつも首長が推薦するのですから、どちらかというとなかなか、自分の意思より周りを考えながら教育委員の推薦をしているという経緯があると私は思うのです。

それが、今度は首長の意思、いわゆる首長の意向に沿った委員が出やすい素地というのが今回の法律だと思うので、そういうことからいうと、私はこの法律ができてチェックしなければならないことは本当にたくさんあると思うのです。

例えば、一つの例として、緊急の場合、総合教育会議で教育長が教育委員会を代表して首長と2人だけで協議できると。本当に緊急の場合ならいいですけども、そうでない場合でもこれらの暴走がチェックできるかということが、今後の課題としてさまざまな部面で残っています。

それであるから、文部科学省もQアンドAを出しましてさまざまやっているのですが、それでもやはり教育関係者なり住民組織の方々からは首長の暴走というものが懸念されるということが残っています。

そういうことからすると、法律そのものに基づいての今回の条例改正なので、私は基本的には賛成しかねるのですが、通知に出されたような3つ

の根本が本当に今後そういう形をとっていくのかということを見守りながら、議論を進めていきたいと思います。

基本的にはこの条例、関連条例にも反対ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○井戸達也副委員長 新たな形ということで、いろいろと懸念されることはありますけれども、教育委員がしっかりと機能を果たしていただいて、意見をしっかりと集約した中で、新教育長が進めていくという形に私は賛成いたします。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 質疑ではなくて討論として私の見解を述べさせていただきますと、今回の教育をめぐる制度変更、法の改正に関しては、教育というのはそもそも国家百年の大計であり、子どもたちの学力というのはまちづくりの根幹を担うものであるというふうに私は考えています。

そういった点で、今回のこの制度変更、どちらかというと大津のいじめから端を発して、教育に関して誰が責任を負っているのか不明確だから制度を変えるべきだという議論がよくされているのですけれども、本当に大事なのは子どもたちの学力をきちんと保障していくことに誰が責任を負うのかということに重点が置かれることだというふうに私は認識しております。

そういう点では、今回しっかりと新教育長制度のもとで責任が明確になって、子どもたちの基礎学力の保障に対しても積極的に、地域の思いを酌み取りながら具現化していく仕組みができつつあるのかというふうに思っております。

教育に対しての政治的介入は避けるべきであることではありますが、一方で子どもたちの基礎学力が欠落していることが政治問題にもなってきているという現実もあるというふうに私は思っていますので、今回の関連の条例制定については賛成の立場で考えております。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 ほか。

ほか皆さんは賛成ということですのでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第10号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてですが、大方の賛成をもって原案可決すべきものと決定をし

てよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時14分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、おそろいですので再開いたします。

次に、議案第11号網走市教育委員会教育長の服務に関する条例制定について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 網走市教育委員会教育長の服務に関する条例制定について御説明を申し上げます。

議案資料26ページ、資料11号をごらん願います。

初めに、条例制定の趣旨でございますが、地方教育行政制度の改革を図るために地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、教育長の服務に関する条例を制定するものでございます。

制定する条例の内容でございますが、第1条は条例制定の趣旨で、教育長の勤務時間その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものであることを規定するものでございます。

第2条は勤務時間及びその他の勤務条件に関する規定で、教育長が法律上常勤となり、職務専念義務が課されたことに伴いまして、休暇等の勤務条件を規定することが必要となるため、網走市任命及び服務に関する条例の勤務時間、年次休暇等の適用を受ける職員の例によることを規定するものでございます。

第3条は職務に専念する義務の免除に関する規定で、教育長が職務専念義務を免除されることができると規定するもので、一般職の免除となる場合と同様とし、教育委員会の承認を受けた場合として規定するものでございます。

第4条は委任の規定でございます。

施行期日につきましては、規則で定める日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 前段でやりましたけれども、一括でやると思いましたので。

今回また新たな説明を受けました。

基本的には新教育長のことについては私どもは賛成しかねるということなので、この条例制定も同じ意見です

ただ、一点だけ聞きたいのですけれども、今は教育委員長がおりまして、教育委員会があって、今度新たに制定というのですか、この法律が有効になるのは、教育長がやめたときということか、それとも上限というのが決められているのか、緊急の場合はどうか、簡単に御説明願います。

○鈴木直人管理課長 条例の施行期日の関係でございますが、平成27年4月1日時点の教育長、旧教育長なのですが、旧教育長が就任している間については現行規定、現在適用されている法律、条例が適用となりますことから、教育長がかわった場合にはそこから新しい制度に移行するというので、その期日は規則で定めるということで規定したものでございます。

○飯田敏勝委員 そうすると、従来どおりの教育長が事前にかわるということになれば、議会の同意もこれに基づいてかえるということ。それから、緊急の場合、例えば言葉は悪いのですけれども死亡したとか、緊急事態の場合はどのような形になるのですか。

○鈴木直人管理課長 ただいまお話がありました、例えば緊急の場合等でございますが、その場合につきましても新しい制度に移行することとなりますので、規則によりまして施行期日を決めることとなるものでございます。

また、その場合には、旧体制の教育委員長が就任しておりますけれども、教育委員長につきましても同日付で失職という形になります。新体制になるということになります。

○飯田敏勝委員 現在もそういう形になった場合は、空白があった場合は空白の処置はとれるのですけれども、新たに教育長がかわったと、教育委員長が失職したと、その代理というのはどういう方法で選ばれるのですか。

○三島正昭学校教育部長 教育長が任期の途中で急に欠けたといった場合につきましては、今回の法律改正の附則におきまして空白とならないように教育委員の中から首長が新教育長の職務を行う者を指名することができるという規定が附則の中に盛り込まれておりますので、そういった措置をとることになると思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。よろしいですか。

それでは、議案11号網走市教育委員会教育長の職務に関する条例制定については大方の賛成をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願の審査に入ります。

請願第50号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願であります。この請願は請願第53号及び陳情第30号と関連がありますので、一括して審査をしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

なお、請願第50号については6月、9月の議会においてそれぞれ継続審査に、また請願第53号については9月の議会で継続審査になっております。

また、陳情第30号集団的自衛権行使容認について政府への意見書提出に関する陳情については1,011筆の署名を添えて提出されておりますので御承知をお願いします。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 この3つの請願につきましては、9月に継続ということになって、新たに陳情という形で出されています。

それで、従来の議論というか、請願の採択、不採択の議論の中で、主な論点は、閣議決定、集団的自衛権行使の有無もさることながら、憲法の解釈だけで、閣議決定だけでこういうことを決めていいのかというのが大きな争点だったと思います。

7月の閣議決定以降、その後に日米防衛指針、ガイドラインの改定がありました。そこで、従来は日本の専守防衛的な考え方に基づいた後方支援ということで、アメリカ軍が攻撃を受けた場合の後方支援ということなののですが、この新しい日米防衛指針、ガイドラインでは地理的制約を撤廃してしまったというのが大きな問題で、要するに安倍首相の狙っている集団的自衛権行使容認は、全世界的に米軍が展開すれば日本軍も後方支援する。後方支援そのものが日本の専守防衛と関係がなかったら後方支援も何もないのです。

ということは、日米の防衛ガイドラインというのは、地理的制約撤廃というものは他国から攻撃されるという名分も与えてしまうぐらいのことだと思うので、この集団的自衛権の閣議決定というものはどんどん泥沼にはまっていくようなものがあります。

憲法そのものを遵守しなければならない首相が、解釈改憲だけで、特に内閣法制局長官を都合のいい

ようにかえながら、歴代の法制局長官がこれはもう憲法を変えない限り無理だと言っているのを無理やり数の力で押し通していくというやり方が、数々の世論調査をやっても集団的自衛権の行使そのものに反対という国民の意見が多いというのは、私はそういうところだと思いますし。特に、きのう施行になりました特定秘密保護法との関連からいうと、日本が戦争をする国づくりに向かっているということを本当にひしひしと感じさせるきょうこのごろになっています。

そういう意味からも、委員の皆さんには、この請願と陳情がありますけれども、その願意を酌み取って、ぜひとも採択の方向で委員会として取りまとめ願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか、いかがですか。

○近藤憲治委員 過去の委員会でもたびたび議論をさせていただいてきています。

請願、陳情を出された皆さんにおかれては、我が国が二度と戦禍にまみえないという不戦の誓いというもの的大事だろうというそもその行動だったと思います。その部分については、私も意を同じくしているところでもあります。二度と戦争を起こしてはいけないという思いは共有しているというふうに思っています。

ただ一方で、安全保障というのは自国の意識だけでどうなるものではないという現実が、例えばこの間の中国の軍事的な台頭であったり、政権中枢で何が起きているのかよくわからない北朝鮮のような国が近くにあたりして、なかなか安定した平和的な東アジアというのが現実的には難しいのだという。我が国としては平和な東アジアを築きたいと思っても、周りがなかなかそうになっていないという現実もあるというふうに私は受けとめております。

そういった点からすると、安全保障というのは外交力と防衛力というのがセットになって具現化されていくべきものであるというふうに考えていますので、この集団的自衛権の行使容認というのは、現在の安全保障の厳しい状況からするといたし方ないのかなと考えています。

今飯田委員から戦争をする国づくりではないかというような御指摘がありましたけれども、集団的自衛権の行使についてはかなり厳格な要件が定められているというふうに思っております。我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合というかなり厳しめの制約があると私は受けとめておりますので、今後の国際情勢に鑑みつつも行使容認についての大枠の方向性については進めていかざるを得ない状況にあるのだなと思っています。

ただ一方で、この閣議決定に基づいた安全保障関連法制の整備というのは今後するという事になっていますので、その推移をきちんと見守っていくことも必要であるというふうに受けとめておりますから、この陳情につきましては、提出されました1,011筆の署名の重さも鑑みながら、継続ということで今後も議論をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

あと、少し補足であります。実は網走の市議会の議員の中でもみずからアジア各地に赴いてそれぞれの地域の政府要人や実業家とネットワークをつくりながら、それぞれの国、地域との信頼関係を築いている議員も、全員ではありませんがいらっしゃる。そういった形で平和な東アジアをつくっていくという取り組みも議員個々で重ねているということもあって、そういったことから、国レベルではこういう動きがありながら、議員レベルでは自治体間交流を含めて平和な東アジアをつくっていくということもやっているということも御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 ここに書かれております戦争をできる国にしたいくないのだということは私も同感であります。

ただ、戦争というのは我々も望んでいないことでありますけれども、日本はどういう状態になっているのか、それに応じて考えなければならないのだと、そういったことも考えます。独立国であるならば当然のことだと思っております。

これにつきまして、今までも継続として取り扱っておりますけれども、今後も議論していきたいと思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私どももこの陳情第30号は非常に重たい陳情だというふうには理解しております。高橋委員もおっしゃられたように、当然戦争を進んでするという感覚のものではないというふうに考えております。

ただ、国際的な日本の立場を考えますと、集団的自衛権ということは理解できる場所もございまして、これまでと同様に継続という形をとりたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 若干議論したいと思います。

前も議論したのですけれども、私は外交力と防衛力を2つ持ってやるということの考え自体に無理があると。

特に皆さんが言うとおりの、従来政府は憲法9条のもとで容認される必要最小限の範囲ということで自衛力を認めていたのです。それをどんどん拡大解釈していった、武力攻撃がないにもかかわらず参加できるのが集団的自衛権なのだから、外交力と防衛力をもってなどということは全然考えているようなものではないと思います。

特に、憲法9条が今全世界的に注目されているのは、9条の力で、武力ではなしに外交力と話し合い。私たちの党も、特に近藤委員が言いました中国、北朝鮮、韓国も含む北東アジアの範囲の中で平和を維持できることは何かといったら、武力ではなくてやはり憲法9条をもとにした外交力なのです。これをもって行わなければ、片方で武力を持っていて話し合いしようと言っても相手は信じないと私は思います。

だから、それであるならば、私は日本がイニシアティブをとるための一番の武器はやはり憲法9条だと思います。

この陳情もそういう意味から上がってきていますし、9条のもとで平和外交を進めていくという立場にどうして立てないのかということをお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

○近藤憲治委員 たびたび議論をさせていただいたことなのですが、極めて大事なことだと思います。

飯田委員の御指摘というのは、外交力さえあれば話し合いで全ての紛争を解決できるという前提に立っておられると思います。私もそれが望ましいとは思っていますが、では世界を見渡したときにそれで全て解決するのかというと、なかなか現実的にはそうっていないというのが私の認識であります。

そういった意味では、やはり外交、話し合いをするのももちろん大事なのですけれども、その一方で自分たちの国をきちんと守っていくことのできる、なおかつ我が国の防衛力だけでは至らない、不足する部分については、今回の集団的自衛権のような形

で、しっかりとつながりで我が国の存立を守っていくという方向感が極めて重要だろうというふうに思っています。

憲法9条が改めて注目されているという御指摘もありました。私も学生時代から憲法を学んできた身からすると、そういった御指摘があるのも理解はしていますが、一方でいわゆる憲法9条があったから日本は戦後平和でしたという、この考え方が果たしてそうだったのだろうかという研究が、若い憲法学者や政治学者の間でなされていることも知っていたきたいというふうに思います。

つまり、確かに憲法9条は交戦権を否定して、さらには武力の保持も禁じています。ただ一方で、戦後の我が国というのは、米軍基地が沖縄に置かれ、日米安全保障条約があり、そして朝鮮半島での朝鮮戦争のいわゆる戦争特需で戦後復興をなし遂げ、我が国は確かに戦争には参加しなかったにせよ、ベトナム戦争があり沖縄の米軍基地から爆撃機が離陸していったという事実があるわけです。

確かに我が国においては平和的な状況は偶然あったのかもしれないけれども、それは周りの国々や沖縄の犠牲の上に成り立っていたというふうに私は思っています。

そういう点では、憲法9条があったから平和だったのだという言い方というのは少し短絡的ではないかという研究が、実は今まさになされていて、その部分については私もこれからしっかり考えていかなければならない部分だというふうに思っています。

本当の平和のあり方とはどういうあり方なのか、そして、そこで我が国がどういう役割を果たしていけるのかというのは、今後議論をさせていただきたいところであります。

以上です。

○平賀貴幸委員長 済みません。議論の途中なのですけれども。

陳情、請願をよく見ていただきたいのですが、閣議決定の部分についてが主な部分となっているのですけれども、それが今の議論は集団的自衛権の行使容認そのものとか、憲法9条の解釈そのものの議論に少しずれていっている気がいたします。

閣議決定でこれをなすことがどうなのかということについての請願、陳情でありますので、そこについて議論していただければと思いますので、続けてよろしく願いいたします。

○飯田敏勝委員 委員長から言われたとおり、この

陳情の事項で、閣議決定を白紙に戻して、これに基づく全ての立法作業、先ほど継続にしてくれというのは各関連の政令とか立法作業のことを言っているのです。

だから、今安倍政権がやろうとしているのは、すぐそういう立法化の作業をすると、だんだん集団的自衛権の閣議決定の持つおかしさがあぶり出されるので、それをおくらせるという感じでやってきているのです。

ここに書いてある立法作業の中止は、近藤委員が継続に言うまでもなく、立法作業そのものが集団的自衛権の閣議決定のひどさを浮き彫りにするということから言うと、閣議決定そのものが、解釈改憲そのものが無理だと、憲法違反だということからするとそういうことからこの陳情が上げられているので、その辺を議論してみませんか。

○近藤憲治委員 閣議決定についてどうなのかという部分でありますけれども、冒頭述べさせていただいたとおり、今回の閣議決定、集団的自衛権の行使については極めて厳しい要件が課せられているというふうには私は認識していますので、その厳しい要件に沿った形で立法作業が行われるかどうかというのは推移を見きわめる必要があるということであります。

そういった点からすると、ここの今回の陳情に書かれているような御懸念が現実のものにならないような形での立法作業の推移を見守る必要があるというふうに考えていますので、継続して状況を見きわめましょうというのが私の見解でございます。

○飯田敏勝委員 この陳情の中で、網走市の平和都市宣言というものが非常に重いと私は思います。平和都市宣言というのは広範囲で、日本人が戦後70年近く過ごしてきたのは、憲法9条があるから、私たちは日本が一度も戦火を交えることなく、武器によって殺しも殺されもせず国際的な信頼を築いてきた。こういうことが網走の平和都市宣言の中にも憲法を念頭に置いた考えがあったと、私は推察しているのです。

そういうことから言うと、ここで書いてあるとおり、広島や沖縄への中学生なりの訪問団をやっているというのは、戦争の惨禍、広島は原爆、糸満は日本の地上戦最後の犠牲となった、そういうことを通して平和のありがたさ。やはり日本国は憲法9条によってこういうような平和を保ってきたという事実を私はもっと認識すべきだと思います。あの小泉元

首相がイラクの後方支援で戦闘地域を規定するときに、自衛隊の行ったところは戦闘地域でないとやったことは、憲法9条が常に歯どめとなっていたということからいうと、9条の持つ重み、その9条をいとも簡単に閣議決定で解釈改憲するということ自体の内閣の愚かさ。その辺をもっと地方から声を上げていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○近藤憲治委員 先ほど委員長からも御指摘がありましたように、9条についての評価のような議論になってしまうので、あまりそぐわないのかと思いますけれども、確かに先ほど述べて…。

いいですか、委員長。

○平賀貴幸委員長 はい、どうぞ。

○近藤憲治委員 御指摘があったので答えますけれども、確かに憲法9条があったおかげで我が国は一見平和的な環境にはあったというふうには思っていますが、一方でその陰で犠牲になった沖縄でありますとか、日米安全保障条約体制下でアメリカの抑止力に頼った形での平和であったのではないのですかという問いかけが、今実は若い憲法学者や政治学者の間から起きてきているということなのです。

であればこそ、今後日本国としてはどういう形で、このアジアの中で、世界の中で信頼され、そしてまた平和的な国際環境をつくっていく上で力を発揮できるかというのは、まさに我々の世代から考えていかなければならない部分でありまして、憲法9条があったから日本は平和でしたという一くくりで全てを言うというのはなかなか難しい歴史的経過が本当はあったのではないのかという問題意識で私は見えていますということです。

以上です。

○飯田敏勝委員 私は沖縄の問題はすりかえだ思うのです。沖縄の住民の方は一度も自分たちの意思で基地を提供したことはないのです。無理やりブルドーザーと剣によって土地を奪われて、それが米軍基地になって、日本の米軍基地の7割以上を占めているという現実が、この間の沖縄の知事選を見たらあめをもってしても10万票以上の差となったのではないのですか。沖縄は憲法9条で見捨てられたのではなくて、憲法9条を歴代の政権がしっかりと履行してこなかったから、日米安保体制のもとであいう形に、自分たちの意思とは関係なくさせられたのであって、日本国民であるならば憲法が適用されるような状況を沖縄につくるのが日本国政府の役割だ

と私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。
○近藤憲治委員 まさに戦後史をどう捉えるかという議論であって、本来陳情の中での議論から少しずれるのかなというふうに思いますが、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、すくなくとも日本は戦後平和でしたという状況、確かに様相として、外観としてはそうであったのだけれども、そうではない沖縄の現実や、それからアメリカの庇護のもとでの平和的な環境がたまたまあっただけという見方もありますよという御紹介であります。

そういった部分では、今いろいろな書籍も出てきていますので、一度そういったものも踏まえた上で、また別の場所で議論をさせていただければと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 それでは、請願第50号、請願第53号及び陳情第30号につきましては、意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、陳情第29号市民健康プールに大学生の料金設定を求める陳情ですが、ここで一旦暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時49分再開

○平賀貴幸委員長 それでは、再開いたします。

ただいま陳情者から休憩中に意見陳述をいただきましたので、委員の皆さんにおかれましてはそれも参考にしながら審査をしていただきたいと思います。

なお、陳情第29号が採択となった場合は、関係行政庁への意見書の送付ではなく、地方自治法第125条の規定により市長へ陳情採択の結果を送付することになります。

なお、市長へ送付するに当たり、附帯意見を添えることができますが、その場合は委員会として附帯意見の内容を決定する必要がありますので、御承知をお願いします。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 今陳情してもらったのですけれども、今回の料金設定につきましては、私ども委員会で9月議会のときにやらせていただきました。

それで、さまざまな議論をして、大学生の部ということで、実際北見市では、新しいプールができる

のですけれども、現行のプールでは大学生の料金設定を格安でしているというような例も私も聞いています。

そういうことも含めて、私は中学生だとか障がい者の方とか、さまざまな議論をしました。大学生の実情も聞きました。網走タイムズ等に掲載しておりましたが、現在農大生がいろいろな大会で優秀な成績をおさめたりしているのですけれども、恐らく練習環境はなかなか大変なことだと。大学生の中にはアルバイトをしながらやっている方もいて、料金そのものが負担になるというようなことも聞きました。

それであるならば、さまざまな方法、前回の委員会的时候、この条例制定のときには、網走市教育委員会所管施設の使用料減額または免除に関する基準というようなものも、今後もこのようなことが起きたらそれらも含めて考えるべきだということも、私はあの中で言ったと思うのです。

そういうことを含めても、この陳情は、私は十分、特に農大の学生の方が自分たちのスポーツ能力なり競技力なりの向上のほかに、網走市に4年いたり、そのままとどまったりして、水泳の普及なり、それから健康増進にかかわる機会がものすごくふえていく供給源というのですか、そういうような人材育成にもなると思うので、ぜひともこの陳情に書かれている記の3項目めを勘案した中で、私はこの委員会として上げていきたいと思っています。

その場合の附帯意見も含めまして、委員会の総意でいい方法を考えていきたいと思いますので、ほかの委員もその辺も勘案して、私はこれに賛同してもらいたいと思います。まずは。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 市民健康プールの新たな建設に当たって、大学生向けの料金設定をしたらいかがでしょうかという議論は、実は過去にこの委員会でもさせていただいたことがあります。

東京農業大学オホーツクキャンパスの存在というのは網走市にとってとても大きく、そしてかつ大事な存在でありますので、そこで学ぶ学生たちにとってさまざまな形でのインセンティブを設けていくというのは、大きな方向性としては大事なことであると思っています。

市民健康プールが新しくなるのでプールに関しての大学生向け料金設定をという今回の陳情だと思うのですけれども、ただ一方で、私の考え方としては、それ以外にもさまざまなスポーツ施設、公共施設が

ございます。そういった部分もひっくるめて、東京農大の学生向けに料金またはその使用の頻度を含めて、使いやすい環境を整えていくという大枠の研究、検討が必要なのかなというふうに考えておりますので、今回の陳情のプールにという部分もしっかり受けとめさせていただきながら、市が持っている公共施設やスポーツ施設全体に対して、東京農大の学生向けの料金設定なり使いやすい環境設定をいかにしていくのかという部分の研究、検討をさせていただきたいなと思っているところであります。

また、プールに関しては、非常に市民の皆さんの関心が高く、建設が終わって実際に運用が始まったときに、どれくらいの利用頻度、混雑状況というのがまだ見えない部分もありますので、そういったところも加味しながら、学生が使いやすい環境、料金も含めてですけれども、研究をさせていただきたいというところで、この陳情については、思いとしてしっかり受けとめさせていただいて、全体として考えていくというところで、継続という形で受けとめさせていただきたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員長 次。

○井戸達也副委員長 先ほど近藤委員からお話がありましたけれども、東京農大の学生に大いに利用していただくという部分に関しましては非常に期待もされるものでありますし、市民健康プールでありますので、多くの方がこのプールに期待をされて利用されるのではないかとことを考えたときに、運用が開始されてからどれだけの利用でどれだけ学生が来るのか、また、ほかの利用客がどれだけいるのかということもある程度整理をつけて考えていかなければならないというところもあると思います。

また、プールに限らず、他の体育施設もそうですけれども、料金設定についても一度検討する必要があるのかと。

農大の学生たちをそういった形で手助けするということで、全体的なところが必要になってくると思いますので、私どもも継続という形をとりたいと思います。

○高橋政行委員 私はここに来るまではプールに関しては賛成しようと思ってまいりました。

ただ、いろいろな話を聞くうちに、プールだけではない、ほかの施設も考えていかなければならないということを感じまして、私もこれからも継続して考えていきたいと思っております。

○飯田敏勝委員 まずプールに関する意見陳述をも

らいまして、皆さんの意見は農大の学生の要望はもっともだということですから、何も意見が対立しているわけではないし、願意を酌んで採択して、附帯意見の中に皆さんが思うものを入れて、附帯意見の中でほかの競技のものをやるという方向でできるのではないかと思います。

プールのことは、今陳述された方が、緊急で、どうしても新しいプールになってからやるということになると、農大の学生のやる気も何も全部違ってくると思うので、継続するにしてもどこが障害なのか、私は全然障害がないと思うので、附帯意見の中でなぜできないのか、そういう方向でどうしてまともでないのかと思うのですけれども、いかがですか。

○近藤憲治委員 先ほども申し上げましたけれども、料金設定も含めた市民健康プールの関連条例というのを過去に私どもはこの委員会の中で議論をして可決させてきた経過があるわけなのです。

その中で大学生の料金設定についても議論もさせていただきましたが、その際質問したのも私自身なのですけれども、思い起こしますと、プールだけに大学生料金を設定するとなると、ではほかの施設はどうなるのだという状況も起こり得ると。

であれば、大学生向けの料金設定については、市のあらゆる公共施設やスポーツについての全体図の中で検討して、将来的にはできたらいいですねという形で議論を終わらせて関連条例案を可決させた経過があるというように私は記憶しておりますので、そのときの問題意識は今も変わっていませんので、プールに関して今回こういった形での陳情が出ていますが、これまでのこの委員会での議論も尊重しながら、もしプールに対して大学生向けの料金設定をするのであれば、それは市のスポーツ施設、公共施設をひっくるめて全体の中での検討をした上で同時に進めていきたいというふうに考えていることから、先ほどの発言になった次第であります。

○飯田敏勝委員 あのと時の議論は、条例としては認めるけれども、障がい者の方とかさまざまあったのは、委員の総意というものは今後網走市教育委員会所管の使用料減額または免除に関する基準なども使いながら、ここでもなされた願意を酌みとって、市長にやっても市長からフィードバックしてきたときにさまざまな設定をしなくても減免だとかそういういろいろな方法ができるということではないのですか。

だから、そういうことも含めて、こういう陳情の

願意を酌みとって、受け取って、後の審査はこの総務文教委員会の中でさまざまな方法、農大生の料金設定がすぐできないのならそれにかわるものができるというようなことも議論できるので、この願意だけは私は酌んであげたいと。

それを全部の施設に当てはめるから、研究するからということではなしに、どうして願意を酌みとれないのか。

○近藤憲治委員 願意を酌みとらないという発言は、私は一切しておりません。願意の部分については酌みとるべきだという発言をしております。

そのことから言いますと、料金設定に関しては過去の委員会でも議論をさせていただいていますけれども、例えば1年間しっかりと利用する場合には年間パスのような形の料金設定もされていて、結果的には一般料金よりも低減できるような使い方もあるということが、過去の委員会でも明らかになっています。

そういった部分で、しっかりと使っていただく皆さんにおいては、結果的には料金設定を一般料金よりも低減できるという仕組みにもなっていますので、まずは前回可決した条例の料金設定で使っていただいて、さらに学生向けの料金設定については、先ほどから申し上げているように他の公共施設や市のスポーツ施設との全体のバランスも勘案しながら、最終的には具現化していくべきだというふうに考えております。

もちろん学生向けに安い料金設定をするというのが望ましい状況ではありますが、一方では、飯田委員も数々いろいろ発言されていますけれども、財政健全化の途上にある我が市の財政状況も鑑みながら、全体の中での判断をしていくべきであると考えておりますので、この学生向けの料金設定をすべきだという陳情については、願意としてはしっかりと酌みとらせていただきますので、それを具現化する方法については、私どもの中で研究、検討を少しさせていただきたいという意味で継続というふうに述べているところであります。

○平賀貴幸委員長 暫時休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後0時05分再開

○平賀貴幸委員長 再開いたします。

陳情第29号市民健康プールに大学生の料金設定を求める陳情については、意見の一致を見ませんので継続とさせていただきます。

なお、委員の皆様から、他のスポーツ施設、公共施設等も含めて検討が必要だという意見が共通の見解として出ておりましたので、それについては後日機会を設けて、さまざまな形で議論なり理事者側との協議なりを進めていきたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように継続という形にさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次、要請の審査であります。

オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書の提出要請についてであります。

この要請は、9月11日に行われました当委員会で継続審査となっております。

日本共産党議員団から提出され、第3回定例会の議会運営委員会において当委員会に付託をされております。

申し合わせにおいて、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない案件は審議未了とすることとなっていますため、本日の委員会でも結審しなかった場合は審議未了、廃案すべきものと決定されますので御承知おきます。

それでは、審査に入ります。

○飯田敏勝委員 これは9月議会に出されたものです。

集団的自衛権だとかさまざまな面で日本の防衛に関して。

オスプレイというものは、世界的に大変危険というか、ほかの国からも来ないでくれというような、事故が多いという機械だというほかに、全国に拡散するのではないかと。

特に沖縄に配備されてから、沖縄のほかに岩国などにも配備されているのですけれども、危険な状態なのに、予定ルートも飛ばないとか、緊急発進するとかというような情報がかなりあります。

北海道にもとうとうオスプレイが来ました。そうということからすると、北海道に配備される可能性も強いということも懸念されるものですから、全国への訓練、基地拡散に反対する意見書ということで、沖縄でのオスプレイのやり方は日米合意に反しているということからすると、北海道に来ても同じようなことが繰り返されるということから、住民本位、安全ということから考えたら、訓練基地の拡散とはいっても日本の防衛とは関係ないような面も

ありますので、ぜひとも意見書を採択の方向で御検討願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 過去にも議論をさせていただいた件であります。

根本的には日米同盟をどう捉えるのかとか、そういった部分にも関連していると思うのですけれども、先ほども述べましたけれども、我が国を取り巻く安全保障の環境というのは極めて厳しさを増している。

そういった中で、オスプレイが持つ輸送性であるとか高速性であるとか、そういったところに着目されて、まずは米軍が導入し、さらには自衛隊での導入というような話にもなってきています。

今回のこの意見書については、米軍の訓練を拡散するなという意見書を出すべきではないかということですが、オスプレイが危険だという御指摘もある反面で、極めてすぐれた航空機であるという意見もあったりするわけで、その部分については実際の運用を見てみないと判然としないところもあるのですが、一方で考えなければならないのが、今沖縄にアメリカ軍の基地が集中していて、そしてまたその訓練が沖縄に集中しているというような状況もあると。

そういったことから、オスプレイが訓練する場合には、それをほかの地域でも負担を分かち合う形で訓練できないだろうかというところで、北海道にも来ましたし、一部佐賀空港での訓練はどうだろうかというような話も佐賀県と国との間でなされているようではありますけれども、そういった形で沖縄の負担軽減と。

一方では危険であるという御指摘があることは重々理解しておりますけれども、一方で国の安全保障、防衛力の向上というところからやらなければならないこともあるというような判断からこういった流れになってきているというふうに思っておりますので、この意見書案については賛同しかねるというような状況であります。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 訓練地の拡散というところで、非常に危険度が高いと言われているオスプレイの問題ですけれども、当然次から次へと拡散していくということには懸念を抱くところでありまして、国民の安全性の理解を含めて、その辺をしっかりとやっていただくよう努力していただきたいという

ことを考えて、国でしっかりと議論していただきたいということを含めて、継続という形をとらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 やはり日米安全保障ということを考えますと、危険だという報道はされておりますけれども、訓練も必要だと思いますし、また、安全面に関してはこれからも十分に研究の結果を見せていただきたいと思います。

それで、私も賛成しかねるということです。

○平賀貴幸委員長 それでは、この要請につきましては意見の一致を見ませんので、継続ですが、2回の定例会を経過しても結審に至らないということになりますので、審議未了、廃案すべきものと決定したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように確認をさせていただきました。

○平賀貴幸委員長 その他、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者からは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで総務文教委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時13分閉会
